

# 2

## 市職労は……

## その時、それから



1月17日の午前5時46分に阪神・淡路地域を襲った地震は、私たちのこれまでの経験や知識、理解をはるかに越えるものでした。

しかしその日がほんのはじまりでしかなかったことは、震災から1年が経過し2回目の春を迎えようとするに至っても、仮設での孤独死が後を絶たない事実を指摘するまでもありません。

それは市職労にとっても、これまでに経験したことのない闘いの幕開けとなりました。

これからの記録は、1月17日以後欠かさずメモをとり続けた組合書記局の、そして市職労の3か月間の闘いの記録です。

1月17日の未明に阪神・淡路地域を襲った地震は、1000名を超える市民の命を奪いました。その中には組合員3名を含む4名の職員の犠牲がありました。

また職員の家屋の被害状況は

〈9/1現在の自治振興会の見舞金支給件数〉

全壊	半壊	一部損壊	合計
669件	764件	1,933件	3,366件

(※申請件数には夫婦及び親子等の複数申請含む)で、そのうち組合員の被害状況は

〈9/1現在の自治労連共済の見舞金支給件数〉

全壊	半壊	一部損壊	合計
459件	530件	1,138件	2,127件

(※申請件数には夫婦及び親子等の複数申請含む)と、申請件数にも現れているように、組合員・職員及び家族は震災により多大な被害を受けたのです。

震災直後から、すべての組合役員が自らの被害をかえりみず、昼夜を分かたず続けられる救援・復旧活動に寝食を忘れて取り組んでいるなか、市職

労は書記局を終日開局し、組合員からの問い合わせへの対応や情報の収集、また当局との窓口として、そして全国の自治体の仲間から次々と寄せられる支援の受け入れにと、全力で奮闘しました。

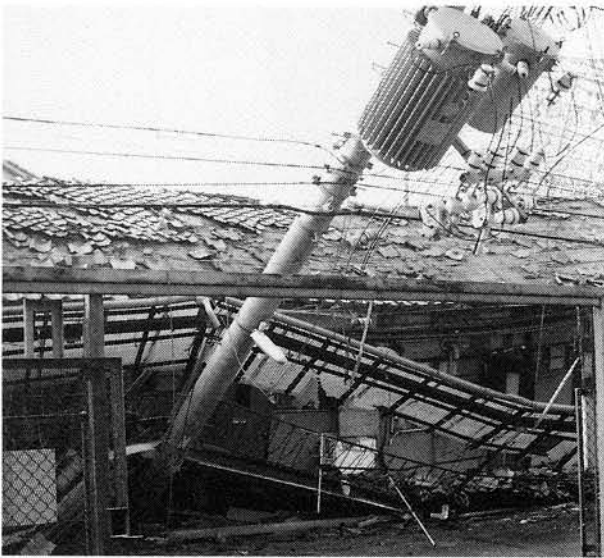
また、各職場では1月17日以来、文字どおり不眠不休の救援活動が続いていましたが、市職労は、職員・市民の安全を守る立場から、いち早く1月20日(金)には本庁舎の6階以上への立ち入りを禁止し安全性の調査をせよ、と当局に申し入れました。また、1月22日(日)には職員の安否確認や食事の提供などでも申し入れました。

市職労は、1月24日(火)以来、毎週本部執行委員と職場支部執行委員合同の「対策会議」を開催し、情報を収集し、その都度、市民の救援と職員の安全と健康を守るために、当局への申し入れを繰り返し行ってきました。

## 〈これまでの経過〉

1月17日(火)

・午前9時書記局の電話復旧



以降書記局を終日開局し、全国からの支援の受け入れと組合員からの問い合わせ等に対応  
 ・市職労の宣伝カーを午後から市の広報車として利用。市民に避難場所と救援物資のお知らせに回る。

#### 1月18日（水）

- ・書記局FAX復旧
- ・米原町職より物資救援の申し出あり、水とパンを求める。
- ・長崎市従、川西市職、兵庫労連、岡山県笠岡市職労、全動労より激励電話が入る。
- ・自治労連中央、大阪自治労連、近畿ブロックから代表が来局。カンパが届けられる。
- ・連合通信来局。

#### 1月19日（木）

- ・自治労連中央に、「緊急支援のお願い」を兵庫自治労連執行委員長と西宮市職労執行委員長連名で発信する。
- ・労金西宮支店より店長他3名来局。西宮支店は倒壊しているとのこと。
- ・全動労来局。
- ・大阪自治労連より、明日トラック1台分の物資搬送の連絡あり。
- ・連合通信より2名来局。日本機関紙協会大阪府本部より来局、取材。
- ・米原町職より物資到着。
- ・氷可衛労、自治労連婦人部より激励電話入る。

#### 1月20日（金）

- ・兵庫自治労連書記局を片付ける。
- ・庁舎の安全管理について当局に口頭で申し入

れ。

○1月20日（金）付口頭申し入れ

6～8階までを完全立ち入り禁止にし、庁舎の安全性について早急に調査せよ。

- ・機関紙協会京滋地本、京都自治労連代表来局。
- ・氷可衛労より救援物資届けられる。
- ・大阪府職労・羽曳野病院支部より物資搬入。
- ・尼崎市職労書記長、自治労連委員長来局。

#### 1月21日（土）

- ・半田市職労、宇治市職労より激励ファックス入る。
- ・兵庫機関紙協会より連絡入る。
- ・大阪市労組より物資届けられる。
- ・御坊市職労委員長、自治労連婦人部長来局。

#### 1月22日（日）

- ・本庁で救援業務についている本部役員を訪問、それぞれの救援活動内容を事情聴取し、その内容をふまえ、当局に2項目を口頭で申し入れする。
- 浜崎執行委員長（住宅計画課）…仮設の受付を市民会館で23日から始める準備をしている。市内29カ所に設置の予定。戸数1万7千戸に対し、当局1,290戸建設で、圧倒的に足りない状況だ。
- 宮垣副委員長（環境衛生課）…移動便所の消毒や、ドライアイスの配送、火葬場からの骨壺の搬送を担当している。遺体は、各避難所から棺桶に入れて業務4種のトラックで市内の火葬



場へ搬送している。火葬を終えると、骨壺を市民会館の遺骨安置所に搬送する。

○坂副委員長（市街地建築課）…危険家屋の調査を担当している。市民からの家屋に関するあらゆる問い合わせに対応している。

○蔵本会計委員（納税課）…税務は食料・医療品以外の受け入れと避難所への搬送を担当している。個人の差し入れ窓口も設置した。物資の搬送に追われている。

○杉浦執行委員（年金課）…避難場所への食料・医療品の搬送をしている。市民部は一部職員で日常の窓口業務をしながら、搬送業務にほとんどが従事している。

○伊藤執行委員（厚生課）…ケースの状況を調査し、対策をとっている。担当ケースの9割近くが家屋に損壊を受けてる。死亡者も多い。

○古結執行委員（土木調査課）…災害対策本部に詰めている。

○鞆岡執行委員（区画整理課）…  
市民からのあらゆる問い合わせに対し、それぞれ担当部署への采配をしている。

○畦布特別執行委員（消費者センター）…食料の避難所への手配を担当している。避難者の約3万3千食を毎度毎度手配している。徹夜職員に弁当を出すよう申し入れてもらいたい。

○1月22日（水）付申し入れ＝口頭申し入れ＝

ことは勿論のこと、交代要員の配置など、職員の健康への対策をとること。

- ・大東市職労よりメッセージ付きの栄養ドリンク届けられる。
- ・大阪機関紙協会の共同取材陣が来局。
- ・交野市職労、京都自治労連委員長、和歌山自治労連、大阪市役所労組来局。

1月23日（月）

- ・自治労連対策本部ニュースを転載した市職労ニュース（号外2号）を本庁役員に配布し、状況集約すると同時に、24日午後6時から市職労として（本部・職員支部執行委員）の対策会議開催を伝える。
- ・教委総務課長に教委メールの早期開始を口頭で申し入れる。
- ・生協売店の早期開店を店長に口頭で申し入れる。
- ・各支部・分会に組合員の安否確認を依頼する。
- ・教委当局から職員の安否情報を受け取る。
- ・姫路市職労より激励の電話あり。
- ・小金井市職労より炊き出しに来西するとの連絡あり。

1月24日（火）

- ・生協担当補佐に再度生協売店の早期開店を申し入れたところ、開店するとの報告があり、西宮市職労号外への掲載を依頼される。
- ・号外3号を本庁職員に配布、申し入れ内容と、生協売店の情報を伝える。
- ・再度申し入れ内容に基づき、職員課長に催促

1. 職員の安否を早急に1人残らず掌握すること。
2. 徹夜での従事者に確実に食事を提供する



する。毎日2回局長会議を開いているので、申し入れ内容は各局長に伝えられたはずとの返事。

- ・第14回執行委
- ・京都府職労来局

1月25日（水）

- ・当局に第2次申し入れをする。

○1月25日（水）付申し入れ

1995年1月25日

西宮市長 馬場順三 様

西宮市教育長 山田 知 様

西宮市職員労働組合

執行委員長 浜崎克巳

**「阪神大震災」の救援活動に関する申し入れ  
（第二次申し入れ）**

1月17日に発生した「阪神大震災」は、死亡者が被災地全体で5千名を越え、西宮市では千名を越える大惨事となりました。こうしたなかで、市職員は家屋が全・半壊したり、あるいは親族に犠牲者があるにもかかわらず、自らのことや家族のことは脇において市民の救援作業に不眠不休で従事しています。

しかし災害復旧が長期にわたる見通しからも、これまでの緊急避難的対応から市行政として統制のとれた市民救済対策へ切り換える時期にもなっています。市あげての効果的な対策が求められています。

つきましては、先に口頭で申し入れた2項目に続き、第2次として下記の項目で申し入

れます。

1. すべての部署の職員が、市民からのあらゆる問い合わせに正確に対処できるよう、これまでの決定事項を文書で徹底すること。また今後の局長会議をはじめとするすべての対策会議での新たな協議・決定内容を、当局責任で全職員に文書で周知徹底すること。

また、第一線で市民と直接対応している職員からの情報を収集し、それぞれの対策会議に反映させること。

2. 2次災害を防止するため、対策本部の設置されている本庁舎や仮設住宅の受付をしている市民会館はもとより、中央病院や各避難所など、市民や職員が終日避難生活や仕事や出入りをしている建物が安全かどうかの診断を優先させ、早急に調査し、対策をとること。
3. 市内に家屋調査などで出動する職員の2次災害を防ぐために、全員にヘルメットを支給すること。また防寒対策のための防寒具も全員に支給すること。
4. 現在、職員は土曜日も日曜も返上して救援活動に従事しているが、当面、最低週1回の「勤務を要しない日」を、職員にローテーションで与えること。また徹夜勤務した職員に、最低1日単位の休息を与えること。
5. 災害復旧が長期にわたることから、近隣自治体はもとより全国の自治体に、当局か



ら正式な復旧作業の応援職員の派遣を要請すること。

以上5項目を第2次として申し入れます。なお、第1次で申し入れた2項目についても、まだ対応が不十分です。早急に対策をとるよう重ねて申し入れます。

- ・教委総務課長にメール復旧を再度申し入れる。
- ・医療支部支部長から病院全組合員の状況アンケートを開始すると連絡あり。
- ・自治労連中執とともに、当局としての各自治体への支援要請をするよう申し入れたが、人事部長は、市として今の段階では出来ないとの返事。
- ・業務2課の事務所が西へ、運転手室は東に傾いていることを確認。

#### 1月26日（木）

- ・教委総務課長に、「グリーンバックは2日目から動いている、教委もメール復旧を」と再度申し入れる。
- ・6～8階職場でローテーション体制がまだとられていないとの報告あり。
- ・職員課長に局長会議に出したのか確認すると、口頭では報告されているとのこと。文書で申し入れ内容を局長会議に示し、徹底するよう求める。
- ・守口市職労、城陽市職労、京都自治労連、都職労来局。

#### 1月27日（金）

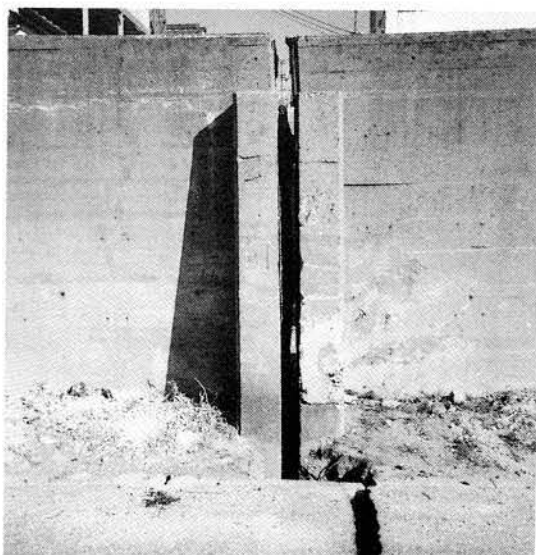
- ・職員支部執行委員から職員にトマトの差し入

れをするとの申し出あり。

- ・各職場からの声を集約し、組合が申し入れている内容について折衝。改めて第3次の申し入れを口頭とする。

#### 〈各職場の声〉

- 職員が過労で倒れた。公民館9館がすべて避難所になっていて、社会教育課の応援2名と職員・嘱託で昼夜2交替。夜勤の職員に仮眠させよ。人手が足りないのに、アルバイトを自宅待機にしたのはおかしい。（鳴尾公民館）
- 本庁舎の安全性について知りたい。（情報システム課）
- 通勤車を緊急車両にしてほしい。（市民税課）
- 夜勤明けを非番とせよ。（資産税課）
- 仮眠場所を確保してほしい。（福祉局）
- ローテーションを組んだ。徹夜明けは休みになっているが、それは休日であって、もう1日休日がほしい。
- 神戸市在住で子供を保育所に預けられず、出勤できず困っている。保母の休暇は年休処理との噂が流れている。（浜脇保育所）
- 職員2名で避難所を切り回している。交替要員がほしい。（教育会館）
- 神戸在住者に遅刻の配慮を。（資産税課）
- 2日に1回の泊まり。昼勤務も夜10時まで。（中央体育館）
- くにみ荘を家が神戸で帰れない職員の宿泊所にしてほしい。（厚生課）



※ 職員厚生課に問い合わせると、くにも荘は厚生省の医療団が当初より入っているとのこと。

「甲山青年の家」…避難所になる予定だが、今は開いている。

「県立体育館」…水道局の応援部隊の宿泊所になっている。

「仁川ハイツ」…地震のため休業している。

○嘱託の調理員さんを職員と同じ扱いにすべきだ。すでにボランティアで学校で頑張っている人もいる。(学校職員)

○1月27日(金)付申し入れ＝口頭申し入れ＝

1. 長距離通勤者のために宿泊場所を確保し、送迎用のマイクロバスを手配すること。また、それぞれの部署の夜勤者に仮眠場所を確保すること。
2. 職員の勤務の取り扱い(職免など)について統一した方針を至急に出せ。その際、職員の出勤については硬直的な取り扱いをせず、職員の実態を正確に把握した対応すること。
3. 避難所担当者をはじめ、一部の職員に負担がかからないよう、全庁的な応援体制をとること。
4. アルバイトや嘱託職員にも希望者には出勤してもらい、全庁的な応援態勢をとること。またこの間の出勤の取り扱いは正規職員と同様の扱いとすること。
5. ボランティアの方に、食事や仮眠時間・

場所をきっちり提供すること。

・自治労連公企評議会議長、東大阪市職労、自治体の仲間編集長、自治労連書記長来局。

○1月27日付・通知文

平成7年1月27日

各局長 殿

総務局長

### 職員の勤務体制について

兵庫県南部地震の発生以来10日が経過しようとしていますが、各職員におかれては、徹夜勤務の連続等により、疲労も相当蓄積しているものと思われます。災害救援業務は、今後とも長期にわたって続くものと予想されますので、今後の継続的な災害復旧事業などに支障を生じさせないためにも、各職員の健康状態に配慮する必要があります。

従って、職員の執務形態を今一度見直し、ローテーション体制をとるなどにより各職員に対し適宜休息日を付与するなど、職員の勤務体制の整備に努めていただくようお願いいたします。

以上

1月28日(土)

・職員課長から職員会館5階を住宅部で使いたいので了解をと申し出あり。

・書記局で西宮・尼崎の旅館を調査し、その結



果をもって職員課長に職員の夜勤明けなどの宿舎を用意することを条件に、職員会館は認めると答える。

・管財課長に地下1階の搬送業務で、排気ガスがすごく、ボランティアの健康上問題だ。強制排出の手だてを取るよう申し入れる。

・その後、管財課長から排気装置が半分しか稼働していなかったのを修理して、それでも足りなければ対策をとると連絡あり。

・職員課長より庁舎内で仮眠・宿泊場所を確保する方向なので、場所は後ほど連絡するので、とりあえず職員会館使用の了解をと申し出あり。

・トマト3,300個届く。夕食時に職員・ボランティア・消防職員に差し入れする。

・人事部長に、組合として宿を確保したと伝え、振興会が押さえるのがすじだが、とりあえず組合立替で取り組むことを通告した。

・人事課長に職員用の情報文書を組合にも渡すよう求め、了解を得る。その折り、職員の安否については、27日の時点で100%掌握したと報告あり。

・京都府城陽市職労、大阪保育運動連絡会会長来局。

1月29日（日）

・小金井市職労が到着、市へ義援金を届ける。神原小でのボランティアを紹介する。

・泉佐野市職労より差し入れ。

・中病組合員より、住宅に関する法律相談あり。

・向日市職労、福知山市労連来局。

1月30日（月）

・法律相談の件で、大阪民法協との協力出張法律相談をする方向で要請を受けるので、連絡をと電話あり。

・当局（人事部長・人事課長・職員課長）に再度申し入れる。

① リフレッシュ休暇・指定休の取り扱い…当面期限延長

② 「申し入れ」の庁舎の安全確認

③ 職員への宿の提供…庁舎の安全未確認のなかで、その場所を庁舎内に設けるなど主張。

④ 本部役員が組合活動に専念できるよう、必要な時間職専免を与えること。

⑤ 自治労連の救援部隊が連日入っているが、中・長期にわたる救援活動に自治体へ市としての要請をせよ。

・保育所に人事課長名の特別休暇の文書が回っているとの連絡あり。

・保育課長に確認したところ、その通りだ、具体的に個々の事例に保育課として答える体制をとっているとのこと。人事課長に連絡つかないため、保育課長にFAXを求め、文書を手に入れる。

○1月30日（月）付申し入れ＝口頭申し入れ＝

「特別休暇などの取り扱いについて」の文書が組合との合意なく保育所職場に回っている。通知文を凍結せよ。

・人事課長より人事のミスで訂正前の文書が回っ



てしまった。早急に回収し、訂正する。深くお詫びするとの電話あり。

・管財課に安全度の申し入れについて確認した。

**管財課長**…「専門家による調査は行ったが、今のところ結論が出ていない」

**組合**…「今はっきりと安全だと結論が出ない限り、危ないとの立場で、記者発表する」と返答。

1月30日付・見解〈管財課〉

本庁舎の損傷の状況について専門業者及び本庁舎の設計業者に調査を依頼し、安全性についての見解を求めている。（目視及び設計図面に基づく）

最終報告は、一両日中に出る見込みであるが、現時点における市当局の判断として、5F以下の建物は安全であるとの認識のもとに、職員及びボランティアの方々などに業務に従事してもらっている。

なお、6F～8Fについては、相当いたんでいるので、安全上からも、また、建物への荷重軽減上からも、立ち入りを禁止しているものである。

・京都自治労連・加茂町職より救援物資届く。  
・全労連代表団が西宮へ義援金を届ける。

1月31日（火）

・人事課長より、保育課の件は、まだゴーサインが出ていないのに保育課の求めに手違いが出てしまった。特別休暇は組合として了解だと思っ

ていた。とにかく白紙に戻すと連絡あり、その後、人事課長より組合と早急に詰めたいとの連絡あり。

・嘱調組の教委への申し入れに同行する。

・人事課長より職員の消息結果についての文書届けられる。

・第15回執行委

2月1日（水）

・人事課長より、31日の組合申し入れによって訂正した「特休」の文書がFAXで送信される。

○1月30日付・通知文

平成7年1月30日

各所属長 殿

人事課長

**今回の震災に係る特別休暇などの取扱いについて（通知）**

今回の震災に係る特別休暇などの取扱いを下記の通り定めましたので、通知します。

記

1. 特別休暇について

(1) 特別休暇の認定基準について

1月17日については、今回の震災に係る何らかの理由により出勤できなくなった場合は、特別休暇を認めるものとし、同月18日以降については、次の各項の場合に限り、それぞれ次の各項に定める期間について、特別休暇を認めるものとする。



- ① 職員又は同居の親族に対して、生命又は身体の危険が急迫している場合。
  - ・職員又は同居の親族が、その急迫している危険から逃れるのに必要な期間（時間）
- ② 職員の住居が全壊・半壊その他著しい損傷を受け、そのために職員若しくは同居の親族又は近隣に対する危険が急迫している場合。
  - ・その危険を除去するための応急措置に必要な期間（時間）又は職員及び同居の親族が安全な場所に避難するのに必要な期間（時間）
- ③ 交通機関の途絶え又は遠隔地への避難により通勤に支障が生じた場合。
  - ・あらゆる手段を用いて出勤すべきものであるが、通常的手段以外の方法で通勤することにより通勤時間が増加した場合は、その増加した時間を特別休暇とすることが出来る。ただし、できる限り勤務開始時間に間に合うように通勤することを原則とする。

(2) 例 外

1の①、②に該当する場合であっても、当該職員自身がこれらの応急措置をする必要がないと認められる場合には、特別休暇を認めない。

(3) 処 理

今回の震災に係る特別休暇に限り、通

常の休暇処理（休暇処理票による申請、理由書の添付、人事課合議）を行わず、別添の「兵庫県南部地震に係る特別休暇処理票」により、月ごとに一括処理するものとする。

月ごとの「処理票」は、その写しを毎月の勤務状況報告書の提出期限までに、人事課に提出すること。

2. 忌引休暇について

忌引休暇の期間を算定する際の基準となる「死亡した事実を知った日時」の認定については、一律に1月17日とはせず、当該職員が実際に当該親族の死亡した事実を確認した日とする。

例えば、行方不明になっていた親族について、後日死亡が確認された場合は、その確認された日時をもって「死亡した事実を知った日時」とする。

以 上

平成7年1月30日  
(1995年)

各所属長 殿

人事課長

**兵庫県南部地震における災害対策業務に係る超過勤務手当及び特殊勤務手当の事務処理について（依頼）**

1月17日に発生した兵庫県南部地震の災害



対策業務に従事した職員の超過勤務手当及び特殊勤務手当については下記により事務処理して下さいよう通知致します。

記

1. 災害対策業務時間

1月17日 5:46からとする。

2. 超過勤務手当等の処理

災害対策業務に係る超過勤務については通常分（1月1日～31日に行われた通常業務に係る超過勤務）と区分して処理することとし、1月17日5:46以降の勤務時間外の間において災害対策業務に従事した時間とする。

したがって、2月6日に提出していただく超過勤務・特殊勤務実績報告については、通常分と災害分（報告書左上に“災害”と記載）および年始特勤の3葉になる。

3. 特殊勤務手当の処理

災害対策業務に係る特殊勤務手当の取扱いについては、検討中ですので今回は提出の必要はありません。

4. 代休、振替について

勤務を要しない日に災害対策業務に従事した場合の代休、振替の取扱いについては従前どおりとする。

5. 提出期限等

- (1) 災害対策業務に係る超過勤務命令簿兼特殊勤務命令簿（個人票）のコピー（原本は各総括担当課で保管して下さい）。
- (2) 超過勤務・特殊勤務実績報告書（災害

分）。

- (3) 上記(1)(2)を通常分と一緒に2月6日（月）〔期限厳守〕までに人事課へ提出して下さい。

6. 事務処理の留意事項  
別紙のとおり。

○2月1日付・通知

平成7（1995）年2月1日

各所属長 殿

人事課長

**嘱託職員・臨時職員に対する特別休暇  
の取扱いについて（通知）**

今回の震災に係る嘱託職員・臨時職員の特別休暇の取扱いについて、下記のとおり決めましたので通知します。

記

1. 特別休暇の認定基準について

1月17日については、今回の震災に係る何らかの理由により出勤できなくなった場合は、特別休暇を認めるものとし、同月18日以降については、年次休暇によらない場合で、次の各項の場合に限り、それぞれ次の各項に定める期間について、特別休暇を認めるものとする。

ただし、この18日以降の特別休暇については無休とする。

- ① 職員又は同居の親族に対して、生命又



は身体の危険が急迫している場合

- ・職員又は同居の親族が、その急迫している危険から逃れるのに必要な期間（時間）

- ② 職員の住居が全壊・半壊その他著しい損傷を受け、そのために職員若しくは同居の親族又は近隣に対する危険が急迫している場合

- ・その危険を除去するための応急措置に必要な期間（時間）又は職員および同居の親族が安全な場所に避難するのに必要な期間（時間）

- ③ 交通機関の途絶又は遠隔地への避難により通勤に支障が生じた場合

- ・あらゆる手段を用いて出勤すべきものであるが、通常的手段以外の方法で通勤することにより通勤時間が増加した場合は、その増加した時間を特別休暇とすることができる。ただし、できる限り勤務開始時間に間に合うように通勤することを原則とする。

・自治労連対策本部に建物審査の専門家派遣を要請する。

・自治労連中央から

京都大学助手（工学博士）片方信也氏および「新建築家技術者集団」の紹介を受ける。

・老人ホーム労組承認は、2月6日の兵庫自治労連執行委で承認し、2月15日の自治労連臨時大会で決定する予定とのこと。

・庁舎の安全問題で当局と協議

当局（人事部長・建築部長・管財課長）

当局…日本建築総合試験所・山下設計・竹中工務店が、震災の翌日3名調査に入った。

それぞれからメモ程度の見解をもらい、それに基づくのが今回の市の見解だ。

○2月1日付・見解〈管財課〉

### 本庁舎被害状況調査報告

本調査は日本建築総合試験所の現地調査と、竹中工務店および山下設計の見解を加え、市としてまとめたものである。

#### 1. 被害状況

今回の地震の被害状況としては

- ① 高層棟の6～8階に被害が著しく、特に7階に被害が集中している。
- ② 5階以下は5階の柱の1本に損傷が見られる。

#### 2. 調査所見

- ① 5階は、柱を補強することにより使用可能となる。
- ② 6階以上は危険な状態であるが、特に7階は補強・補修が困難である。

#### 3. 緊急的対策

緊急的対策としては以下のことを順次行う。

- ① 6階以上は、緊急時以外、立ち入り禁止とする（すでに実施済）。
- ② 6階以上の載荷荷重を減らす（職員の出入りのため仮設の補強剤などを設置し



て、書類等は下ろす)。

- ③ 5階の損傷している柱を補強する。
- ④ 6階以上の構造体を応急的に補強し、当面の安定性を確保する。
- ⑤ 5階以下を使用するため壁などのき裂を応急的に補強・補修を行う。

4. 当面の事務室対策 (6・7・8階部分)

**当局**…印鑑を押した正式な書類は出ていないし、出るには時間がかかる。

**組合**…3者のメモを出せ。約束が違う。議員から言えば出すのか。

組合として調査団を投入するので、市として図面などの資料提供で協力せよ。当初、7階で平常勤務を命じた者がいる。責任問題だ。

市の技術職員が危ないと口をそろえていっている。

組合としての調査を受けられないと言うなら、市長にも会わせろ。

拒絶するなら、マスコミに内部告発することも含め、首をかけて闘う。

・自治労連現地対策本部・兵庫自治労連の申し入れに市職労も参加。

**当局**…市長・秘書課長が応対

10分程度の応対。「聞き取り調査結果はありがたい。避難所のことは教委にまかせてあるので、伝える。義援金については、県でプールし、後で市に配分すると聞いている。」

・広報課に広報誌の発行を確認したところ、2/3

に発行すると返事あり。

《参考》

人事課・地方課・人事委員会扱い

事務連絡	平成7年2月1日
	自治省公務員課

兵庫県南部地震に係る人的支援の際の取扱いについて

兵庫県南部地震に係る支援につきまして、各地方公共団体に対し、防災担当、消防、医療、水道関係職員をはじめ幅広い職種にわたる人的支援について特段の協力方をお願いしているところであります。これに関連して、地方公共団体が災害応急対策などに係る人的支援のための職員を派遣する際の取扱いにつきましては、既に一部の地方公共団体において、当該団体に設置された支援対策本部の決定又は支援対策の実施に係る決定などにに基づき、当該団体の職員を職務命令で派遣する取扱い(公務出張)がとられているところであり、当課としましても、このような地方公共団体の対応は適当と考えておりますので、この旨参考までに連絡します。なお、地方公共団体が被災地域への応援に要した財政負担につきましては、特別交付税その他の他の適切な財政措置により配慮していく考えである旨、自治大臣が国会において表明しているところであり、あわせて申し添えま



す。

地方公共団体におかれては、これらの点もふまえながら、地方公共団体職員による人的支援の実施について適切に対応されますようお願いいたします。

あわせて、この旨管下市区町村に連絡願います。

ただし、件数が1/2~1/3に減となるので、職員の出勤は事務に支障のない範囲に絞って欲しい。

3. その他の職員については、各課で必要最小限の保安要員を残し自宅待機としたい。

以上のことについて職員に周知徹底してもらいたい。

## 2月2日（木）

- ・人事部長より建物調査団を受け入れるとの返事あり。市として十分な対応はできないが宜しくとのこと。
- ・片方先生に市の見解をFAX。
- ・片方先生から2/3にレオ建築設計研究所と一緒に調査に入るとTELあり。人事部長にその旨伝える。
- ・教委総務部長に、現地対策本部長代理と避難所に夜間常駐する自治労連の部隊を受け入れるよう申し入れる。
- ・近江八幡市労連、自治労長岡市職労来局。  
○2月2日付・通知

## 2月3日（金）

- ・学校職場に訂正前の「特休」文書が回っているとの報告あり。
- ・教委人事課長は知らなかったようで、訂正を求めた。  
後刻、教委人事課長から、学校現場は混乱しているので新文書は配らずに口頭訂正をしていると報告あり。
- ・市民課組合員から、本庁が寒いので何とかしてと申し出あり、管財課に口頭で申し入れる。  
○2月3日（金）付申し入れ＝管財課に口頭申し入れ＝

## 2月4日（土）、5日（日）の取扱いについて

1. 災害業務については現状どおり対応する。  
このため、動員者も含めローテーションに当たっている職員は出勤。
2. 窓口業務については開庁対応したい（4・5共）

本庁の暖房装置を使用できるよう早急に復旧工事をするべきだが、6階以上が損壊しているし、装置や通管の状態が管財の言うとおりで、復旧の見込みがたたないということなら、仮設の暖房機の設置など、それに代わる何らかの代替の対策を早急にとること。

- ・片方先生と調査に入る（レオ建築設計研究所2名）。



・本庁前で学校支部の応援を受け、炊き出しをする（ラーメン400食）。

・拡大4役・専従会議開く

—協議内容—

- ① 労安による臨時健康診断の実施について
- ② 学校職員などによる避難所の管理について
- ③ 嘱託・臨職の特別休暇の取扱いについて
- ④ 本庁舎の安全問題—調査団の結果について
- ⑤ 本庁の暖房についての当局への申し入れ内容
- ⑥ 職員用の休息・宿泊場所として、議会棟の議員控室を準備することについて
- ⑦ 携帯ボンベ1万本が自治労連から差し入れられる件について
- ⑧ 自治労連からの弔慰金の支給について
- ⑨ 風呂券の取扱いについて

2月4日（土）

・中央体育館から「特休」処理について問い合わせあり。

・教委人事課長に、いまだに「特休」が訂正文書で徹底がされていない旨伝え、訂正文を職場に下ろすと共に、正しい処理をするよう申し入れる。

・新居浜から携帯ボンベと衣類などの救援物資が届く。

・滋賀自治労連執行委員長来局。市への義援金届けられる。

2月5日（日）

・日本母親連絡会より代表が激励に来局。

2月6日（月）

・携帯ボンベ配布開始する。

・舟橋市職労来局。

2月7日（火）

・2/11（日）は、電算の修理のため窓口業務は休止するとのTELあり。プレス発表もするとのこと。

・第18回執行委

2月8日（水）

・本庁舎建物調査が10日午後1時半～入る連絡あり。

・人事課に協議を申し入れる。

○2月8日（水）付申し入れ

1. 夜勤明けの翌日は、職専免とすること。
2. 1週間に最低、土曜日または日曜日のいずれか1日を休ませること。

なお、復興状況に応じ、順次休める職場については週2日休ませること。

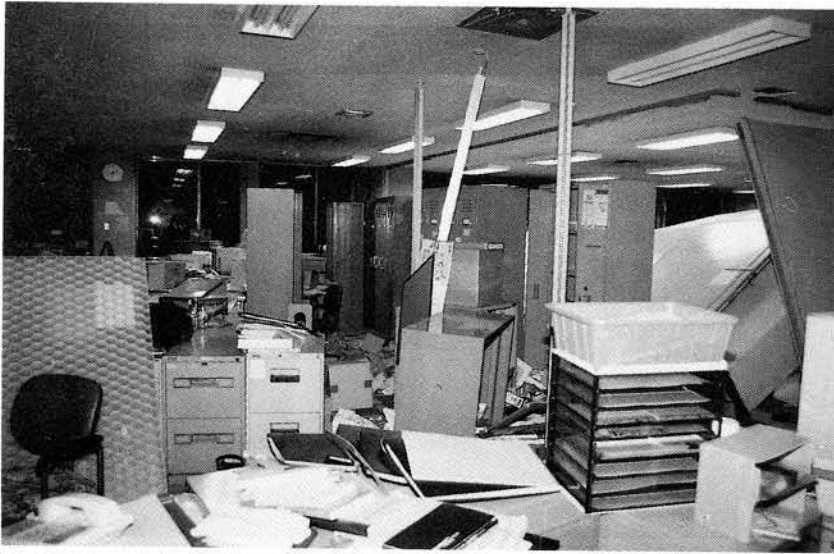
3. 1月30日付の人事課長通知の取扱いについて

(1) 1の(1)について

17日に出勤した職員で家財の転倒などにより、必要と認められる者については、本人の申請に基づいて、1日の特別休暇を与えること。

(2) 1の(1)の②

職員の住居が全壊・半壊・その他著しい損壊を受けている場合は、本人の申請に基づき、特別休暇を与えること。



○ 2月8日付・見解

### 1月30日付の人事課長通知の取扱いについて

#### 1の(1)の②について

職員の住居が全壊・半壊・その他著しい損壊を受けている場合で、住居の解体、復旧または新住居の確保、応急措置などを行わなければならないとき、必要な期間（分割付与も可）特別休暇を与えることができる。

#### 《参考資料》

事務連絡

平成7年1月25日

各市（洲本市及び豊岡市除く）人事担当課長  
猪名川町総務課長 様

関係県民局振興担当課長

兵庫県総務部地方課行政係長

### 兵庫県南部地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について

表記のことについて、別紙のとおり連絡がありましたので適切に処理願います。

なお、関係県民局振興課長におかれましては、管内市町あて送付の上、適切に指導願います。

各省各庁の長

人事院指令14—1

### 平成7年兵庫県南部地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について

1. 当分の間、各省各庁の長は、平成7年兵庫県南部地震により次の各号のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことがやむを得ないと認める時は、公務に支障のない範囲内において、勤務しないことを承認することができる。

- ① 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき。
- ② 職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

2. この指令は、平成7年1月24日から施行する。

平成7年1月24日

人事院総裁 弥 富 啓之助



### 兵庫県南部地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について

本日、人事院は、兵庫県南部地震の被害に伴う国家公務員の職務専念義務の免除に関する措置に付いて、人事院指令14-1（平成7年兵庫県南部地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）を発出しましたので、参考までに急ぎ送付します。

国家公務員については、現行制度上、地震等により住居が滅失又は損壊した場合は、7日の範囲内で特別休暇が認められていますが、今回の地震の規模にかんがみ、次の要件に該当する場合には、それに加え、公務に支障のない範囲内において職務専念義務を免除する事を認める臨時措置を講じようとするものであります。

- ① 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき。
- ② 職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- ③ ①及び②に準ずる場合

（注）以上のほか、現行制度上、地震等により通勤が困難である場合には、必要と認められる期間、特別休暇が認められ

ている。

なお、今回の国家公務員における措置は、兵庫県南部地震が関東大震災以来の大惨事となっている実情にかんがみ、住居を滅失し、あるいは水、食料等の著しく欠乏している職員に対し、極めて例外的に職務に専念する義務の免除を認める趣旨のものであります。したがって、地方公共団体において同様の措置を講ずる場合にはこの点に十分留意されるとともに、災害復旧等における地方公共団体の果たすべき役割の重要性をふまえ、復旧状況等を勘安しつつ、公務への支障がない範囲で適切に措置されますようお願いいたします。

あわせて、この旨管下市区町村に連絡願います。

- 職員の仮眠休息場所を議会2階で開始したと、人事部長より報告あり。
- 自治振興会係長に宿泊所の補助、入浴券の補助について再確認する。
- 管財課に、水道の通水と仮設の高架水槽の設置を求める。
- 管財は、試験通水をして水漏れ確認の上、どうするか確認しているとのこと。
- 職員厚生課長発の職員被災状況調査の通知文が届く。

2月9日（木）

- R E Oの佐藤氏から建物調査は13日の午後にしてほしいとの連絡あり。
- 安対職場から嘱託職員の特休の無給について、



なんとかならないかと申し出あり。

2月10日（金）

- 市民課職員より清掃が不十分なので何とかしてほしいと申し出あり、管財課にその旨伝える。
- 保育課に17日を休暇処理されている保育所職員がいることで対処を求める。
- 職員課長から協議の申し出あり。

当局（人事部長、職員課長）

○超勤

- 当局…
- 超勤の支給はやむを得ない考え
  - 神戸…当初のニュアンスがトーンダウンしている。
  - 芦屋…払う方向だが、2月支給はできない。
  - 1月分の通常超勤は2月に支給したい。
  - 災害にからむ超勤は3月議会にかけて補正を組んだ後で支給したい。

組合…当初、当局として大丈夫だと言ったことだ。了解できない。

○特勤

当局…まだ結論が出ていない、引き続き検討したい。

組合…払えないことも含めてか。

当局…そういうことも含め、検討している。

組合…通告と言うことか。そんな話は聞けない。

• 鳴尾公民館の吉田岑夫さんの訃報が届く。午後3時55分死去。

• 拡大4役・専従会議開く

• PM10～当局と「超勤・特勤」で緊急の交渉を持つ。

（当局…局長、人事課長）

0:30 当局タイム

1:30 折衝再開

2:00 交渉終了

2月11日（土）

• 当局より協議の申し出

当局（総務局長、職員課長、人事課長）

当局…① コンピューターの処理上、分割が難しい。苦慮している。

② 市としてこうするとの、はっきりした指示を下ろさざるを得ない。

どうい方法がいいのか、流すのがいいのか、検討している。

当局… 3月議会は3月24日か25日最終

• 3月20日に一般超勤は出せる。

• 2月の災害超勤は、3月24日または25日に別封筒になるだろう。

組合…組合としては災害超勤は2分の1出せと言う考えは変わらない。

組合…嘱託の特休の保障についてはどうか

当局…制度としてないなか、市職員と同じ扱いはむづかしい。

• 都職労板橋支部が見舞いに来局。

2月12日（日）

• 四日市市職労からミカン35箱届く。委員長が対応。

※ 夜勤者の夜食、保育所、出先職場に届ける。

• 大津地域労連事務局長来局。



2月13日（月）

- 管財課長より庁舎事務所移転の説明を受ける。  
当局…管財課長、管財課補佐、人事部長、職員課長

○庁舎事務所移転の件

○本庁舎暖房の件

- 教委ビルは近々可能で、点検している。
- 本庁舎は目途がたたない。煙道が損傷…2か月の工事期間  
当面、各職場に電気ストーブを臨時配線しておく考えだ。

灯油式は、換気の問題があって使わない方向だ。

- 中病・総務課長に給食室の特休の取扱いで、総務として指示したのか、所属長が特休を認めているのに、どこがストップをかけているのか調べ、報告するよう求める。
- 本庁舎建物診断結果出る。

本庁舎の安全性の問題で、13日、市職労の依頼に答えて新建築家技術者集団の構造の専門家をはじめ、複数の技術者が本庁舎1Fから8Fまでを調査しました。調査結果は次のとおり。

1. 7Fは今後の余震次第では、陥没する恐れがある。
2. 5F以下については、6F以上を切り取ったうえ、エポキシ樹脂の注入その他の必要な補修を行えば、もとの耐力の復元が期待でき、使用可能となる見込み。

3. 2の措置をとるまでの間、万一、余震等で7Fが陥没しても、5F以下が崩壊する恐れは極めて少ない。その場合でも、7Fから飛び散るコンクリート片、ガラス破片等が本庁舎周辺の市民、職員、ボランティアの頭上に落下し、大きな被害が出るのが予想される。したがって、早急に、万一の場合を想定した飛散防止のため、本格的な措置（解体工事ができる程度のもの）をとるべきである。

- 根室市労連から缶詰1,056缶届く。

2月14日（火）

- 当局との協議

当局（人事課長、職員課長、職員課補佐）

① 特休の取扱いについて

当局…国の基準7日に基づき、暦日の7日で、市として分割して5日間取得を可能とした。

組合…さかのぼって取得可能か。

当局…可能。

組合…病院の給食室などいろいろ問題が起こっている。当局責任で総括課長会議を緊急に開くなどして、趣旨を徹底せよ。

当局…総括課長（課長補佐も含め）会議を持ちます。

② 2月分給料の取扱いについて

当局…別文書で徹底する。

組合…学校調理員の給食特勤が出ないと聞



いている。出すべきだ。

- ・簡易給食は、正規調理員で対応とのことだが、全庁的に嘱託・アルバイトも含めた救援・復旧体制をとっているのに、働くなという対応はおかしい。統一した対応になるよう指導せよ。

### ③ リフレッシュ休暇・指定休について

- ・第17回執行委
- ・入浴券の斡旋結果
- ・販売期間…2 / 3 ~ 2 / 14
- ・販売枚数
  - 尼崎 13,100枚
  - 西宮 4,000枚 合計 17,100枚
- ・東口旅館の斡旋結果
  - ・期間…1 / 29 ~ 2 / 8、11日間
  - ・利用人数…男51人、女6人、計57人
  - ・支払額…297,500円  
(1泊2,500円×延べ119人)
- ・携帯ボンベの配布(6,480本)状況
  - ・期間…2 / 6 ~ 2 / 14
  - ・配布本数…6,267本(2,089セット)
  - 現在残…213本(71セット)

### 2月15日(水)

- ・市議会本会議傍聴
- ・管財課長から職員会館5Fの使用について返事を求められ、やむを得ないが了承すると答える。  
また、6~8F職場の引っ越しに伴い、私物の取り出し等で組合と協議したいとの申し出あ

り。組合としても、建物診断結果に基づく申し入れを行うと伝える。

- ・自治労連臨時大会開催され、老人ホーム労組代表と代議員3名が参加する。
- ・厚生省への申し入れ行動に1名参加。

### 2月16日(木)

- ・当局と協議

当局(人事部長、職員課長、管財課長、管財課補佐)

(組合からの申し入れ)

○2月16日(木)付申し入れ

1995年2月16日

西宮市長 馬場順三 様

西宮市教育長 山田 知 様

西宮市職員労働組合  
執行委員長 浜崎克巳

### 本庁舎はじめとする市施設の安全性の問題についての申し入れ

連日の災害復興目指しての奮闘に心から敬意を表します。

さて、本庁舎の安全性の問題では、市職労は、1月25日付第2次申し入れで「二次災害を防止するため、対策本部の設置されている本庁舎や仮設住宅の受付をしている市民会館はもとより、中央病院や各避難所など、市民や職員が終日避難生活や仕事や出入りをしている建物が安全かどうかの診断を優先させ、



早急に調査をし、対策をとること。」と早急な対策を求めてきました。

また市職労は、本庁舎の安全問題で専門機関による責任ある調査結果を出すよう要求し、市としての調査に基づく見解が2月1日に示されたところです。

それに対し市職労は、第3者機関の調査も受けるべきだと、『新建築家技術者集団』の建築構造専門家をはじめ、複数の技術者に依頼し、本庁舎1階から8階まで調査しました。調査結果は次のとおり。

1. 7階は今後の余震次第では、陥没の恐れがある。
2. 5階については、6階以上を切り取ったうえ、エポキシ樹脂を注入、その他の必要な補修を行えば、元の耐力の復元が期待でき、使用可能となる見込み。
3. 「2」の措置をとるまでの間、万一、余震などで7階が陥没しても、5階以下が崩壊する恐れは極めて少ない。その場合でも、7階から飛び散るコンクリート片、ガラス破片などが本庁舎周辺の市民、職員、ボランティアの頭上に落下し、大きな被害が出るのが予想される。したがって、早急に、万一の場合を想定して飛散防止のため、本格的な措置（解体工事ができる程度のもの）を取るべきである。

以上の結果をふまえ、市職労として次のとおり申し入れます。

記

1. 7Fが崩壊した場合、コンクリート片、ガラス破片などが相当程度、地上に落下することは避けられない。したがって、ただちに上記の『新建築家技術者集団』の見解「3」にあるような本格的な飛散防止措置をとること。
2. 『新建築家技術者集団』の見解の要旨は、5階以下については6階以上を切り取って1階から5階の補修を行った場合にのみ、従前と同様の耐力の回復が期待できるというものであり、現状を放置しておいても安全ということではない。したがって、これらの補修工事が終了するまでの間、職員・市民の本庁舎への立ち入りを禁止し、その間は第1・第2駐車場など、現庁舎近辺に仮設庁舎を早急に建設して対応すること。
3. 市役所庁舎は、本来災害復旧の拠点として重要な役割を果たすべきものである。したがって、今後の長期にわたる復旧対策及び新しい街づくりの拠点として、防災対策の観点を充分取り入れた第2庁舎を早急に建設すること。

また、そのためにも、庁舎周辺整備計画を新たな事態に対応するものに早急な見直しを行うこと。

4. 本庁舎以外にも、業務第2課の庁舎に被害が出ていることが報告されている。業務第2課の庁舎については、早急に仮設庁舎を建設すると共に、その他の全ての市施設の診断を早急に実施し、その結果を公表し、



それぞれに必要な対策を至急行うこと。

5. 市が依頼して実施した（財）日本建築総合試験所の本庁舎被害調査の報告書をただちに公表すること。また、その他の調査結果があれば、すべて公表すること。

組合…・竹中工務店が何故また7階の補修をするのか。また儲けようというのか。

・調査団によると、コンクリートの打ち方が悪い、柱のコンクリートが床面まで届いていない、選管の前の鉄筋が少ない。

当局…・業務2課は、失対跡と職安に貸していた2階建ての部分に移転するよう準備している。車の台数が少ないので、既存の駐車場も使う。何時からかは、現場に任せている。

・その他の庁舎は緊急に処置が必要なものはない。

・教委ビルの柱が1本痛んでいるが、補修していく。

組合…職員会館利用に当たっては、将来について本庁舎などの組合利用ができるよう念書（文書）を出すように。

当局…組合要求の「飛散防止策」については、近々工事にかかる予定。

〈管財からの申し入れ〉

○2月16日付・管財課通知文

平成7年2月16日

## 6・7・8階の移転作業実施要綱

### 1. 目的

今回の震災により損傷を受けた本庁舎維持のために6階以上の載荷荷重の軽減を図るとともに、業務に必要な書類などの搬出を行う。

### 2. 日程

- (1) 6・7・8階の補強工事完了 2/20
- (2) 私物の収納 2/21・22
- (3) パッキング 2/22～3/3
- (4) 移転作業 2/26～3/16

### 3. 搬出物

- ・机、イス
- ・書類
- ・ロッカー、キャビネット等
- ※ 不要の書類及び破損した備品類は、廃棄物として残しておくこと。

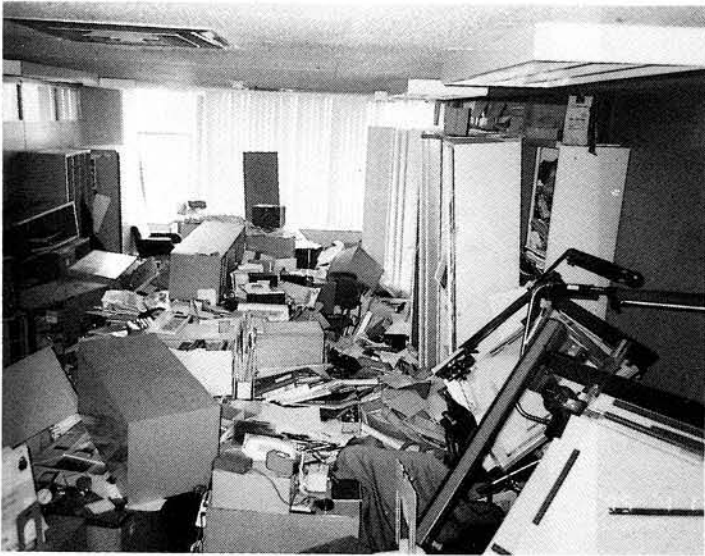
### 4. ヘルメットの着用

6・7・8階への立ち入りの際は、全員ヘルメットを着用のこと。（管財課で準備）

### 5. 作業手順

#### (1) 私物の収納

2/21・22の2日間に1時間程度各課ごとに私物の収納を職員が行う。安全対策として、建物測定を行い建物の状況を把握し、危険防止を図る。（軸力計・傾斜計・ひずみ計）



(2) パッキング（書類の箱詰め）

専門業者の作業員

なお、指示者として課2名の職員が作業指示を行う。

(3) 移転作業

① 8・7・6階から本庁舎横のリフト下及びエレベーター1階まで業者によって搬出する。移転作業の監視として課2名が立ち会う。

② 本庁舎横のリフト及びエレベーター1階から各移転先まで運送業者に搬送させ、移転先に職員が待機し、収納作業に立ち会う。

6. その他

(1) 仮設事務室及び仮設庁舎の専用面積が限定されることから、この際不要書類、不要物品は極力廃棄のこと。

(2) 詳細日程については、後日総括課を通して連絡します。

1スパンごとに電気ストーブ1台を配置することとし、下記の日程で配線工事を実施しますので、お知らせいたします。なお、電気ストーブは、管財課で用意します。

また、教委ビルの暖房設備については、被害が少なく、現在点検補修作業を実施しており2月17日から段階的に暖房運転を開始する予定です。

記

	配線工事	送電予定日
本庁舎1～2階	2月17日～20日	2月23日
本庁舎3階	2月22日～23日	2月26日
本庁舎4階	2月23日～24日	2月26日
本庁舎5階	2月24日～25日	2月27日
本庁舎B1 及び議会棟	2月20日～22日	2月24日

○ 2月16日付・通知

平成7年2月16日

各所属長 殿

人事課長

**リフレッシュ休暇の付与期限の延長等について（通知）**

兵庫県南部地震の発生により各所属の業務が繁忙を極め、リフレッシュ休暇及び指定週休を年度内に取得することが困難になっていることを考慮し、リフレッシュ休暇の付与期限及び指定週休の振り替え可能期間を下記のとおり延長することとしましたので、通知し

平成7年2月16日

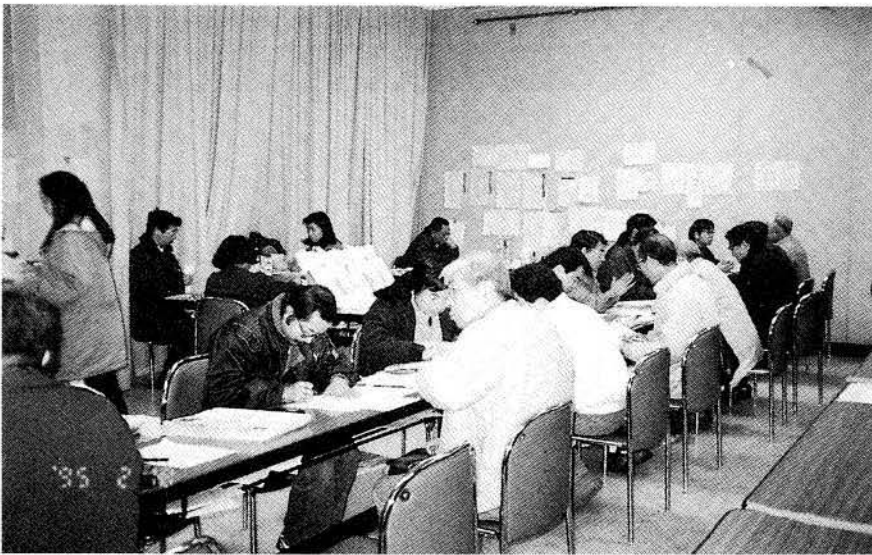
各位

管財課長

**暖房に伴う電気配線工事について**

このたびの兵庫県南部地震による本庁舎の暖房設備も被害を受け、復旧するまで相当の日数を要する状況となっております。

については、応急的な措置として、事務室の



ます。なお、各所属長におかれましては、該当職員のリフレッシュ休暇及び指定週休の取得について、十分配慮していただくようお願いいたします。

#### 記

#### I リフレッシュ休暇の付与期限の延長

1. 平成5年度はたは6年度にリフレッシュ休暇を付与され、その付与期間が平成7年3月31日とされている職員で、次のいずれかに該当するものについては、その付与期限を平成8年3月31日まで延長する。

- (1) 平成7年2月16日現在、未だリフレッシュ休暇の申請をしていない職員
- (2) 平成7年1月17日現在、既に同日以降の日についてリフレッシュ休暇を承認されていたが、同日の震災発生により、その承認を受けた日に出勤し、または特別休暇の承認を受けたためにリフレッシュ休暇を取得できなくなり、又は実質的にその日数が減じられた職員
- (3) 平成7年1月16日以前の日から同月17日以降の日にかけてのリフレッシュ休暇を承認されていたが、同日の震災発生により同日以降出勤し、又は特別休暇の承認を受けたために、実質的にリフレッシュ休暇の日数が減じられた職員

2. 延長の対象となる日数は、次のとおり

とする。

- (1) 1(1)に該当する職員  
その付与日数の全日数
- (2) 1(2)に該当する職員
  - ① 承認を受けた全日数について  
その全日数  
取得不可能となった場合  
その減じられた日数
  - ② 承認を受けた日数の一部が減じられた場合  
その減じられた日数
- (3) 1(3)に該当する職員  
その減じられた日数

#### II 指定週休の振替可能期間の延長

従来、指定週休については、特に公務の都合上必要な場合には、年度内での振替を認めていたところであるが、平成7年1月17日から同年3月31日間での間に指定されている指定週休に限り、災害業務等の都合上必要な場合には、平成7年6月30日間での日に振り替えることができるものとする。

さらに、平成7年1月16日以前の指定週休を同月17日以後の日に振り替えていた場合についても、平成7年6月30日までの日に振替え直すことができるものとする。

注 なお、このIIの取扱いができるのは、当該指定週休日又は振替休日に出勤した場合に限られます。



平成7年2月16日

総務課長 殿

人事課長

### 平成7年2・3月定例給与の支給について

このことについて、下記のとおり取り扱いますので、各所属長を通じ職員に周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 支給日

- (1) 2月定例給与 平成7年2月20日(月)
- (2) 3月定例給与 平成7年3月20日(月)

#### 2. 支給内容

##### (1) 2月定例給与

2月定例給与では職員手当などのうち、1月31日までに起こった災害対策の超過勤務に係る手当について、予算措置などの面から超過勤務時間数などの1/2(小数点以下の端数は切り上げ)を計算の基礎として算出した額などを支給することとし、残額は3月定例会における補正予算成立後に支給します(ただし、議決の日が定例給与支給日までの場合は定例給与支給日に支給します)。

なお、給料及び上記以外の手当につきましては例月どおりの支給とします。

##### (2) 3月定例給与

職員手当などのうち、2月中におこった災害対策の超過勤務に係る手当については、3月定例会における補正予算成立後に

支給します(ただし、議決の日が定例給与支給日までの場合は定例給与日に支給します)。

なお、給料及び上記以外の手当につきましては例年どおりの支給とします。

以上

#### 2月17日(金)

- 管財課長より本庁の暖房の件で局長会議に文書を出したと電話あり。1階ロビーには灯油ストーブを設置の予定とのこと。教委ビルは17日から試験運転する。
- 自治労連愛知県・新川町職労より、保育所組合員に激励メッセージと救援物資が届けられる。
- 世田谷区職労、豊橋市職労来局

#### 2月18日(土)

- 兵庫労連・労働問題研究所の震災シンポジウム開かれ3名が出席。

#### 2月19日(日)

- 長野県佐久市職労より支援のリンゴ1箱が届く。

#### 2月20日(月)

- 中病・給食室の件で「その後どうなっているのか」と問い合わせあり。  
中病総務課長に連絡したところ、返事が遅れたことを詫び、明日(21日)の午後にも医事課長とともに書記局を尋ねたいとの返事あり。
- 自治振興会係長に見舞金制度の案を事務局として出すよう求める。
- 小金井市職労の炊き出しを春風公民館に依頼



する。

#### 2月21日（火）

- 嘱調組が教委に団交申し入れる。
- 教委人事課長から3月6日から順次通常の給食が始まると連絡あり。
- 第18回執行委
- 兵庫県職県庁支部書記長来局

#### 2月22日（水）

- 支部代表者会議開催…自治労連共済及び見舞金の件で説明
- 老人ホーム労組の春闘要求内容を協議する。
- 和歌山市水道労組、京都府・市職労来局

#### 2月23日（木）

- 中病総務課長から、医事課長が風邪で倒れているため、給食室職員の件は後日調査して報告するとの連絡あり。

#### 2月24日（金）

- 現業支部執行委
- 自治体問題研究所より、西宮市職労としてのレポート提出の要請あり。
- 当局に最低1週間に1日の休暇確保などで申し入れる。

○ 2月24日（金）付申し入れ

1995年2月24日

西宮市長 馬場順三 様

西宮市職員労働組合  
委員長 浜崎克巳

#### 職員の健康と家庭生活を守るために、職務の効率的な配置と職場の意見を充分汲み上げることが求める申し入れ

阪神大震災の災害復興に向けてのご奮闘に心から敬意を表します。

さて、被災以来約40日、市職員はその本来の責務を果たすべく、自らの健康と家庭生活をも犠牲にして、不眠不休の奮闘を続けています。

しかし、この間、当局の不適切な判断の続発により市民に多くの迷惑をかけています。職員も、不必要な労力を費やさせられるうえ、市民からの激しい非難を沿びています。

最近の被災証明や災害援護金、義援金などをめぐるトラブルの多発はその典型的な一例です。

今後も、特に福祉関係や住宅関係で引き続き大規模な作業がひかえている他、従来から年度末の異動期に特に忙しくなる職場（市民課）などでも、例年の数倍の市民の来庁が予想されます。

このような事態に対応するためには、官僚主義的発想を捨て、市民を信頼し、現場の職員の意見をよく聞いて、最も効率的な職務の遂行と職員の配置を求める必要があります。

※ 当局より2/22現在の本庁職場の土曜日体制の資料出る。



土曜日体制調べ (2/22)

市民課	1/2体制、2/11までは全員
医療助成課	2人体制 (係ごと1人)
年金課	4人体制 (国年2 + 給1 + 管)
国保課	8人体制 (1/4体制)
市民相談課	3人体制
会計課	管理職体制
市民税課	2人体制
税制課	2人体制
納税課	3人体制

2月26日 (土)

- 京都総評・自治体闘争委員会主催の「自治体要求・運動交流集会」に出席し、現地報告をする。

2月27日 (月)

- 自治体問題研究所より依頼のレポート提出
- 中病総務課長、医事課長が来局し、善処を約束。
- 職員課長に18日以降の特休について、すでに6日以上取得した者に、後で出た5日の特休が取得制限のようになっている。整理するよう伝える。  
職員課長は、本庁では6日以上取得した例はない、整理すると返事あり。
- 小金井市職労より2名がボランティアに来局。
- 職員支部執行委
- 兵庫自治労連執行委

2月28日 (火)

- 瓦木支所組合員より、被災証明の発行・義援金支給の事務を当初3月1日から支所であることになっていたのに、今日になって急遽中止になった。どうなっているのかと電話あり。
- 自治労連愛媛県本部から「ポンカン」100箱が届く。
- 教委人事係長から、特休は内容のチェックで指示している。暦日で7日の認識はしていると返事あり。

• 第19回執行委

- ① 「災害復興に係る職員派遣の必要人員について (照会)」の取扱いについて
- ② 被災者証明発行と義援金支給などについて、朝令暮改の当局姿勢を改めさせ、現状を見直し、「地域防災計画」に立ち戻って、救援業務の再割り振りをするよう求めることについて

③ 「永年組合員を送る夕べ」(案)

日時 3月23日 (木) 18:00~20:00

場所 甲子園都ホテル・愛宕の間

次第 18:00 開会

18:05 執行委員長挨拶

18:10 感謝状・記念品贈呈一代表一

18:20 乾杯

18:30 参加者のカラオケ大会

歓談

20:00 閉会

3月1日 (水)

- 当局と協議

○ 3月1日 (水) 付口頭申し入れ



1. 3月から土曜日の市民課等の窓口を閉めること
2. 国からの派遣職員は受け入れるな
3. 住宅部への応援体制をとれ
4. 振興会の見舞金を市からの補助も受け、他市と遜色ないように支給せよ

当局（人事部長）

当局…3月から本庁窓口を土・日閉めることを基本とする。3月の第2週を目途とするよう、局長会議で提起する。

組合…被災証明と連動して市民課窓口を開け続けることはない。窓口を閉めむしろ応援に出るのが筋だ。局長会議で早く結論を出せ。

当局…国からの派遣職員受入条件について正式文書が届いている。

組合…派遣職員の給料や住宅確保を市に持たせるなど許せない。西宮市は受けるな。

組合…住宅部が大変だ。体制をとれ。

当局…住宅部への応援体制はとっている。

当局…自治振興会の災害見舞金は10億を越えそう。基金は6億ある。

組合…他の市では共済から給料の3か月以上出る。西宮で出ないとなれば振興会の存在そのものが問われる。

### 《参考資料》

事務連絡 平成7年2月23日

関係市人事課長 様

淡路県民局振興課長

兵庫県総務部地方課行政係長

#### 災害復興に係る職員派遣受け入れの準備について

4月以降の標記の中・長期の職員受け入れについては既にご準備いただいているところですが、なお下記の点に十分配慮されるようお願いいたします。

おって、淡路県民局におかれては、管内関係長（北淡町）あて連絡願います。

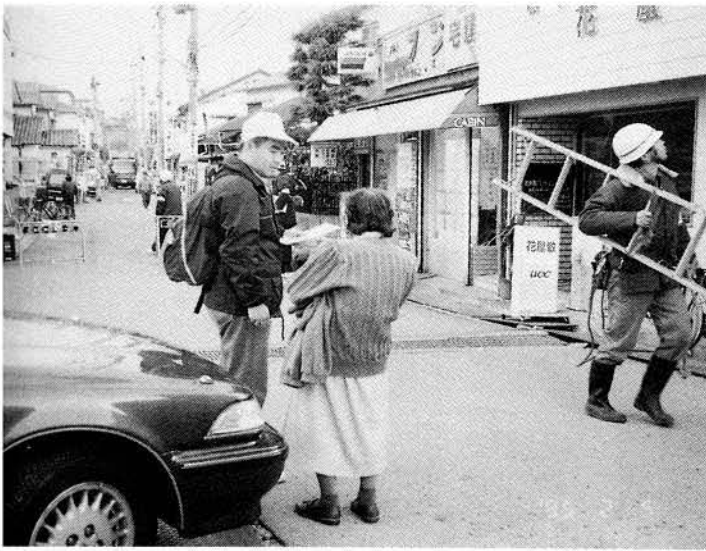
記

#### 1. 留意事項

##### (1) 派遣の形態等について

① 4月以降の職員派遣については、その期間が最低でも1か月超となることから、地方自治法252条の17に基づく職員派遣となり、同条の規定により、派遣職員は派遣元・先の両方の身分を併わせ持つ（併任）こととなるほか、その給料及び手当（退職手当を除く）は受け入れ団体（派遣先）において負担することとなります。

② 派遣協定書（案）については国において準備中であり、近日中に情報提供します。



- ③ 派遣数は未定です。今後、適宜予算措置が必要となる点にご留意願います。
- ④ 受け入れに係る給料等の負担については、「財政上支障がないよう万全を期す」旨、自治大臣が国会において答弁済みです（別添1）が、その内容については現在未定です。

(2) 定数条例について

地方自治法に基づく派遣職員は、受け入れ団体（派遣先）の定数条例において所要の措置を講ずる必要があります。（別添2）

(3) 受け入れ環境の準備について

今回の職員派遣要請は、国を通じ全国の自治体に対して行われており、どの地域から派遣申し出が出てくるか現時点では不明ですが、受け入れ職員の住居の確保等、現実の受け入れにあたって支障がないよう必要な準備をできるだけ事前に進めておくことが必要です。

2. 問い合わせ先 地方課行政係（田中）

平成7年2月10日

関係市災害対策本部長（人事課扱い）様  
淡路県民局地方災害対策本部長（振興課扱い）  
兵庫県災害対策本部（地方課扱い）

**兵庫県災害対策本部（地方課扱い）**

兵庫県南部地震に係る災害復興業務について

て、中・長期的な職員派遣の必要人員を把握したいので、下記によりご報告下さい。

おって、淡路県民局におかれては、管内市町村分をとりまとめの上報告願います。

記

1. 調査の趣旨

中・長期的な人的支援のあり方を検討する参考資料とするため

2. 報告様式 別紙様式のとおり

3. 留意事項等

(1) 照会の区分は、派遣を求める期間等により3パターンです。

① 今年度内（3月1日以降3月末日まで）の派遣を求めるもの

② 来年度以降、派遣を求めるもののうち、

(イ) 同一人の継続派遣を求めるもの

(ロ) 随時、職員の交代が可能であるもの

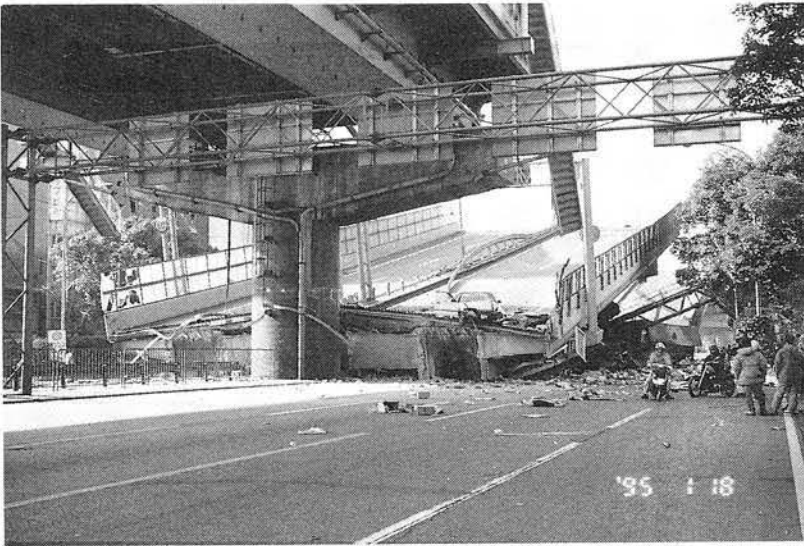
(2) 別紙派遣要請例を参照の上、職種・人数・期間・事務内容を具体的に記入して下さい。

(3) すでに確保の見込みがついている人員を含めるとともに、その場合には必ず備考欄に明記して下さい。

(4) 現在、10日間のクールで進めている災害応急業務の人的支援については、今後も当分の間同様にを行います。

4. 報告期限 平成7年2月15日(水)

5. 報告先 地方課行政係（田中）



### 3月2日(木)

- 住宅改良事業部から、市職労ニュースの内容に異義の申し出。

### 3月3日(金)

- 住宅改良事業部の中央委員、組合員3氏が来局。
- 共済組合会 (PM.2～大会議室) 開かれる。

### 3月5日(日)

- サンケイ新聞が「特勤」で取材に来局。

### 3月6日(月)

- 当局と協議  
当局 (職員課長、職員課補佐、行政部長)  
※行政部長より平成7年4月の組織改正について説明される。

### ○3月6日(月)付口頭申し入れ

1. まだ土曜閉庁になってない。第2週から閉めよ。
2. 福祉や住宅への応援体制をさらに強化せよ。

当局…土曜日の閉庁については、市民局長から両助役に話している。

助役は「しかるべき段階になれば」との見解だ。

組合…被災証明書の発行と連動して市民課窓口を開けるのはおかしい。証明書発行だけにとどめ、窓口を閉鎖し、むしろその人員から応援に回せばいい。

3月いっぱいはだめ。第2週から閉

めるべきだ。

当局…対策会議に伝える。

組合…福祉や住宅部への応援体制をさらに強化せよ。

- 兵庫自治労連4役会議

### 3月7日(火)

- 自治労連「震災緊急シンポジウム」(東京) …1名出席
- 自治労連医療部会幹事会 (京都) …1名出席
- 第20回執行委

### 3月8日(水)

- 医療助成課から当局に対し、「プロジェクトチームの辞令を凍結し、人選の再検討を要望する署名」がでる。

### 3月9日(木)

- 住宅改良事業部の職場集会に出席する。

### 3月10日(金)

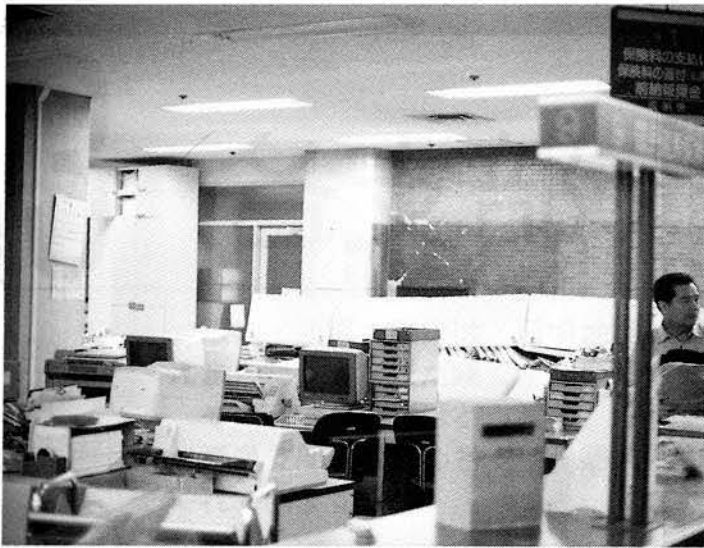
- 当局と協議  
当局 (総務課長・人事部長・人事課長・職員課長)  
組合…市民課等の窓口をいつまで土曜開庁し続けるのか。

当局…3月11日は開庁することに3月9日の対策会議で決定した。

組合…3月11日を最終にし、以後は閉庁せよ。

組合…本来業務への体制、考え方を明確にせよ。特に現在の体制は福祉の切り捨て・置き去りになっている。住宅問題の西宮市としての独自の政策・見解を示せ。

※当局より建設省からの派遣について説明



当局…建設省本省の課長補佐(40才前)、待遇は局長級、住宅を準備する、名称は技官か理事、所属先は未定、期間は4/1～5～6年を目途。

- 〈目的〉 ① 都市復興局、建設局、土木局の指導・助言  
② 補助業務の円滑化「内部の人材不足でなく国とのパイプ役」

組合…期限切れ以後も、国のポストとして押し付けられたらどうするのか。

- 期限の問題は、今回限りとの文書出せ。出せるのか。

当局…文書は書けないが、5～6年後に継続のようであれば、組合と話し合わなければならない。

組合…組合としては反対だ。

3月13日(月)

- 教委人事課長が来局し、退職用務員の問題で協議

- 退職者の後は正規を補充する。
- フリーの用務員を教委直属にし、避難所の整備担当にする。
- 長期欠勤者はアルバイトで補充する。
- 退職者は本庁も含め再雇用先を探す。

• 職員課長より、市長以下特別職の報酬減額について連絡あり。管理職手当も含め、職員は減額はないとのこと。

- 兵庫自治労連執行委

3月14日(火)

- 仮設の職員会館で、再開発と打ち合わせ
- 当局と協議
  - ① 「特勤」について
  - ② 庁舎問題
  - ③ 自治振興会の給付について
- 「避難住民が1日も早く仮設住宅に入居できるよう民有地の活用などを求める申し入れ」をする。

○3月14日(火)付申し入れ

1995年3月14日

西宮市長 馬場順三 様

西宮市職員労働組合

執行委員長 浜崎克巳

**避難住民の方が1日も早く仮設住宅に入居できるよう民有地の活用などを求める申し入れ**

1月17日の地震発生の日からまもなく2か月が経とうとしています。市職員の寝食を忘れた必死の努力にもかかわらず、仮設住宅の建設は、様々な困難に遭遇し、今なお8千人の市民が、環境の悪い体育館などでの避難生活を余儀なくされています。

西宮市職労は、現場で奮闘する組合員の意見をもとに、仮設住宅の建設に対して、次の4点を申し入れます。

避難住民の方の、仮設住宅入居が1日でも早く実現するよう、貴職がこの申し入れを真剣に検討され、検討結果を私たちに示される



よう強く求めます。

#### 記

1. 現時点における災害復旧対策は、なによりも仮設住宅の建設を最優先し、入居を希望する者については、住み慣れた地域で全員が入居できるように、企業所有地を含め民有地を積極的に借り上げるなどして建設を促進すること。
2. またこの間、被災地のうちで賃貸住宅等に入居した者や、今後入居する者に対し家賃補助等の支援を行うとともに、無利子・低利の融資を行うこと。
3. 従前居住していた個人の所有地や借地にも、希望者には公費で個人用の仮設住宅の建設を行うこと。また住宅建設の助成を行うこと。なおその際、中・小の自営業者の店舗付住宅についても同様に措置すること。
4. 以上の点は、国がその責任で実現するよう働きかけるとともに、国が実行する前でも、市単独で実行すること。

以 上

#### ・第21回執行委

3月15日（水）

- ・職員課長より閉庁問題で連絡あり。
  - 土曜閉庁は4月からにしたい。
  - 被災証明は3/22から再開し、本庁・支所も開けるが4月から閉庁。
  - 3/21は閉庁する。
- ・兵庫自治労連単組代表者会議（尼崎中小企業センター）

3月16日（木）

- ・市議会本会議傍聴する。